

総務省 北海道総合通信局からのお知らせ

「電波利用料額の改定について」 平成23年10月1日から施行されました

電波利用料制度は、電波の有効利用を推進する観点から負担のあり方を3年ごとに見直し、状況の変化に応じた料額を定めることとしています。今般、電波法の一部改正により、平成23年10月1日から新たな電波利用料制度が施行されました。

主な無線局の改定後の電波利用料額

局種	条件			利用料		
	使用周波数の範囲	使用周波数幅	空中線電力	新料額	現行料額	差額
陸上移動局 携帯局	3GHz以下のもの	6MHz以下のもの		500円	400円	100円
船舶局 特定船舶局						
無線航行移動局						
パーソナル無線 簡易無線局 (包括登録局を除く)	9GHz帯のレーダー					
簡易無線局 (包括登録局)				450円	380円	70円
基地局 携帯基地局	3GHz以下のもの	6MHz以下のもの	0.01W超のもの	8,900円	9,400円	-500円
固定局	3GHz以下のもの	3MHz以下のもの		31,800円	26,500円	5,300円
	6GHz超のもの			17,500円	14,600円	2,900円
アマチュア無線局				300円	300円	0円
MCA無線(包括)				200円	250円	-50円

※ このリーフレットに記載している電波利用料額は一般的な無線局の例です。電波利用料額は無線局の種別、使用する周波数・周波数帯幅・空中線電力により異なります。
また、地方公共団体が開設する防災行政無線は、表示額の二分の一となります。
なお、詳細な電波利用料額は、総務省ホームページからご覧いただくか、各担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先・・・北海道総合通信局

〔土曜日・日曜日・祝日を除く〕
8:30~12:00
13:00~17:00

総務省 北海道総合通信局 TEL:011-709-2311 (代表)

電波利用料制度について 企画調整課 (内線4629)

電波利用料額について

陸上課 国・独立法人の無線 (内線4644) 電気通信事業用無線 (内線4645)

防災行政無線 (内線4654) 電気事業用・アマチュア無線 (内線4655)

簡易無線・MCA (内線4656) 各種業務用無線 (内線4657)

航空海上課 航空無線 (内線4634) 海上無線 (内線4635)

電波利用料の納付について 財務課 TEL:011-709-6000